

再生可能エネルギー 固定価格買取制度等 ガイドブック 2021年度版



再生可能エネルギーをつくること
それは、日本の未来をつくること

目 次

▶ 日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー	2
▶ 再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要	3
▶ 再生可能エネルギーの導入状況	6
▶ 2021年度以降の調達価格と調達期間等	7
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ (太陽光発電の場合)	9
▶ 再生可能エネルギー発電事業実施の流れ (風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合)	11
▶ 事業計画認定の手続方法	13
▶ 事業計画の認定について	14
▶ 地域活用要件について	15
▶ 認定後の注意事項	16
▶ 事業計画の変更について	17
▶ 2021年度の入札の概要とスケジュール	19
▶ 定期報告について	21
▶ よくある質問	22



▶日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの3つのベネフィット

日本のエネルギー自給率をアップ

太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。

日本の技術を活かし新たな産業を創出

新しい発電技術を開発して、国際競争力を高めるだけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げていきます。

CO₂排出が少なく地球にやさしい

化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

再生可能エネルギーの目指すべき方向性

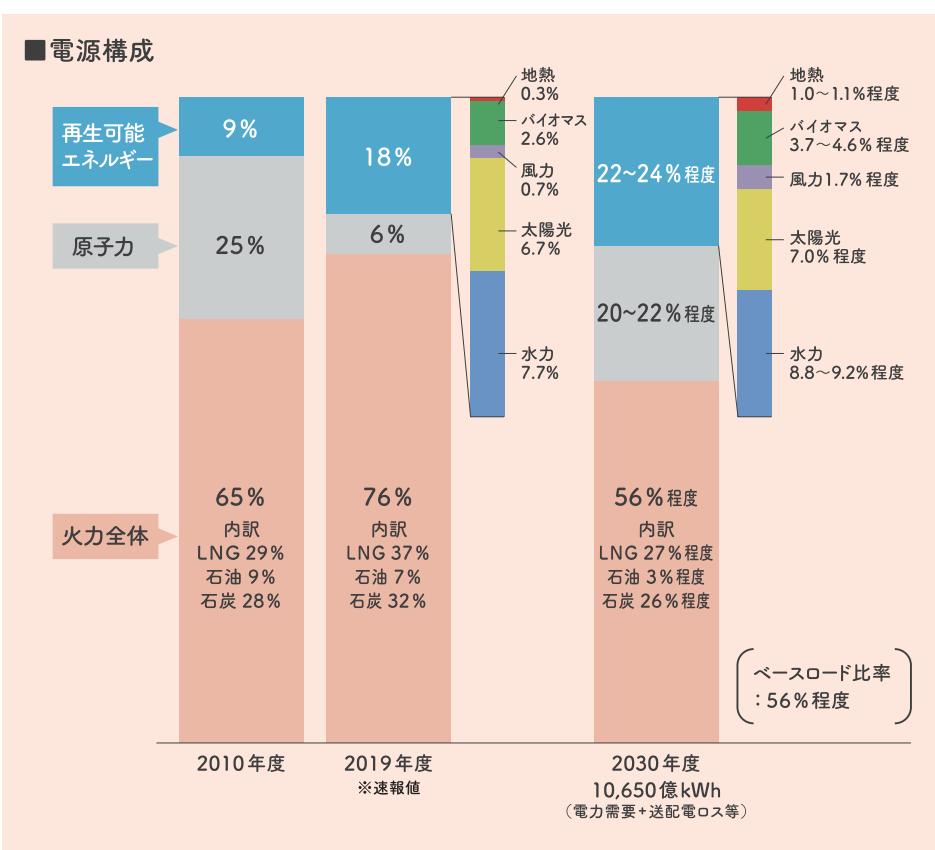
「主力電源化を目指す」

世界的には、技術革新などにより、低成本での再生可能エネルギーの導入が拡大しています。政府が2018年7月に閣議決定した「第5次エネルギー計画」では、世界の状況を日本においても実現するべく、再エネコストの低減、長期安定的な事業運営の確保、系統制約の克服、調整力の確保などを進め、主力電源化を目指していくという方向性が示されています。

エネルギー믹스の実現

2030年度 再生可能エネルギー比率 22~24%を目指す

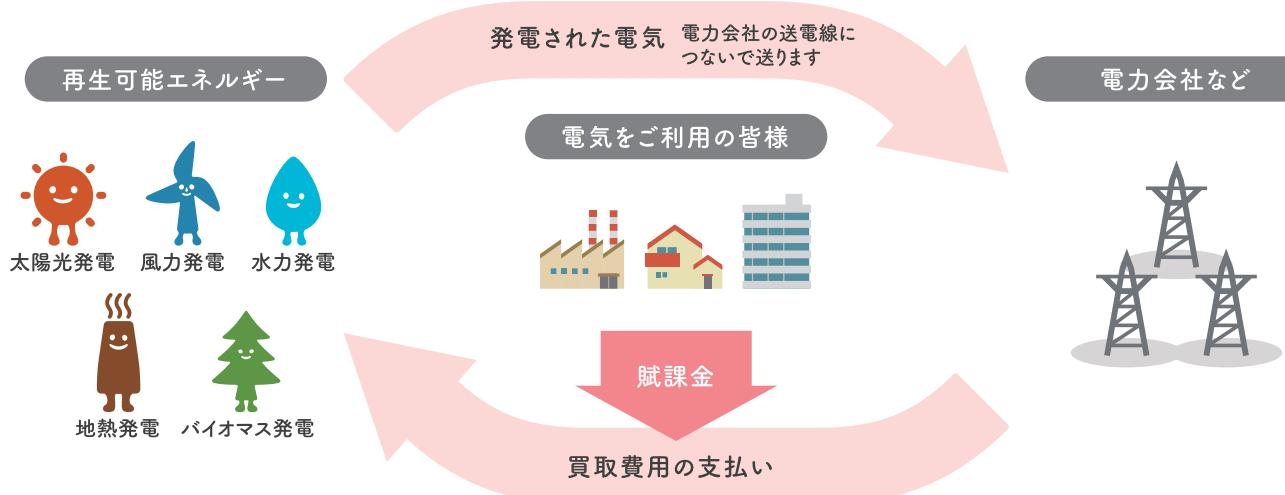
経済産業省では、2030年度のエネルギー需給構造の見通し・あるべき姿として、長期エネルギー需給見通し（エネルギー믹스）を策定しており、2030年度の再生可能エネルギー比率22~24%を目指すこととしています。この水準の実現に向け、国民負担を抑制しつつ、再生可能エネルギーの最大限の導入を図っていきます。



►再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要

固定価格買取制度の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストなども回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。



FIP(Feed-in Premium)制度の仕組み

※FIP制度が開始されるのは2022年度から

再生可能エネルギーの電力市場への統合を図っていくため、2022年度からFIT制度に加えて、市場連動型のFIP制度が導入されます。FIP制度の認定を受けた方は、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電力取引市場や相対取引により自ら市場で売電することとなります。その際、あらかじめ設定された基準価格(FIP価格)から、参照価格(市場取引等により期待される収入)を控除した額(プレミアム単価)に、再エネ電気供給量を乗じた「プレミアム」が、1ヶ月毎に決定され、当該発電事業者に交付されることとなります。

FIT制度

価格が一定で、
収入はいつ発電しても同じ

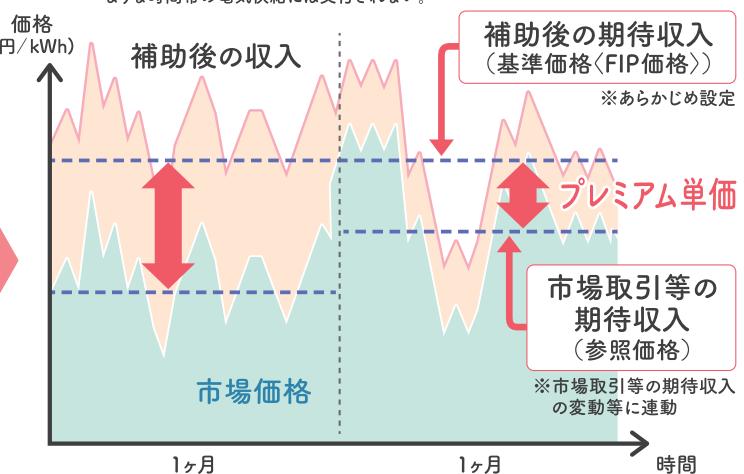
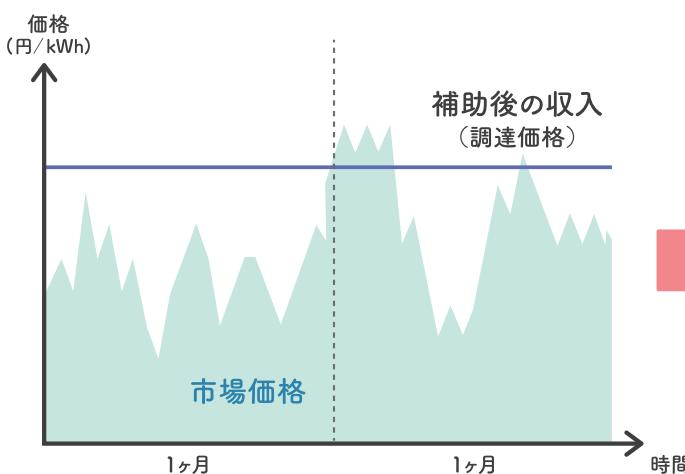
- ②需要ピーク時(市場価格が高い)に供給量を増やすインセンティブなし

FIP制度

補助額(プレミアム)が一定で、
収入は市場価格に連動

- ②需要ピーク時(市場価格が高い)に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり

※プレミアムは、参照価格に連動して1ヶ月ごとに更新され、また、出力制御が発生するような時間帯の電気供給には交付されない。



$$\text{基準価格} - \text{参照価格} = \text{プレミアム単価}$$



再生可能エネルギー賦課金（再エネ賦課金）

固定価格買取制度で買い取られる再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用は、電気の使用者から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

電気ご使用量のお知らせ		いつもご利用いただきありがとうございます	
エネ庁 タロウ 様		ご契約番号 000-000000-0 ご契約種別 AAA	
●●年 × 月分		●●年 × 月分	
ご使用量	000 kWh	ご請求予定額	0,000円
当月指示数	000	基本料金	000円
前月指示数	000	第1料金	000円
差引	000	第2料金	000円
		第3料金	000円
		燃料費調整額	0円
		再エネ賦課金	0円

今回の検診日 ×月■■日
次回の検針日 ×月■■日

お問い合わせ先
お引越しの方 その他の方
xxx-xxxx-xxxx xxx-xxxx-xxxx

電気料金領収証
エネ庁 タロウ 様
ご契約番号 000-000000-0
ご契約種別 AAA
●●年 × 月分
領収金額 0,000円
うち消費税等 000円
うち再エネ賦課金等 00円
上記金額を×月■■日
ご指定口座より
領収させていただきました。

○△□電力株式会社
◇○○営業所

お問い合わせ先

検針票サンプル

再エネ賦課金

電気料金

+

再エネ賦課金

=

月々の電力会社へのお支払い

〈再エネ賦課金の算定方法〉
(2021年5月検針分の電気料金から適用される単価)

再エネ賦課金

= ご自身が
使用した電気の量 (kWh) × 3.36 円／kWh*

*ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

再エネ賦課金の流れについては、こちらの動画をチェック

<http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4>



▶再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要

対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるような10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるような10～50kWの太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。(詳細は6ページ)

■各エネルギーの特徴



太陽光発電



太陽の光エネルギーを太陽電池で直接電気に換えるシステム。家庭用から大規模発電用まで導入が広がっています。

強
み
課
題

- 相対的にメンテナンスが簡単。
 - 非常用電源としても利用可能。
-
- 天候により発電出力が左右される。
 - 一定地域に集中すると、送配電系統の電圧上昇につながり、対策に費用が必要となる。



風力発電



風のチカラで風車を回し、その回転運動を発電機に伝えて電気を起こします。陸上に設置されるものから海上に設置されるものまであります。

強
み
課
題

- 大規模に開発した場合、コストが火力、水力並みに抑えられる。
 - 風さえあれば、昼夜を問わず発電できる。
-
- 広い土地の確保が必要。
 - 風況の良い適地が北海道と東北などに集中しているため、広域での連系についても検討が必要。



水力発電



水力発電は河川などの高低差を活用して水を落下させ、その際のエネルギーで水車を回して発電します。現在では農業用水路や上水道施設などでも発電できる中小規模のタイプが利用されています。

強
み
課
題

- 安定して長期間の運転が可能で信頼性が高い。
 - 中小規模タイプは分散型電源としてのポテンシャルが高く、多くの未開発地点が残っている。
-
- 中小規模タイプは相対的にコストが高い。
 - 事前の調査に時間を要し、水利権や関係者の調整も必要。



地熱発電



地下に蓄えられた地熱エネルギーを蒸気や熱水などで取り出し、タービンを回して発電します。使用した蒸気は水にして、還元井で地中深くに戻されます。日本は火山国で、世界第3位の豊富な資源があります。

強
み
課
題

- 出力が安定しており、大規模開発が可能。
 - 昼夜を問わず24時間稼働。
-
- 開発期間が10年程度と長く、開発費用も高額。
 - 温泉、公園施設などと開発地域が重なるため、地元との調整が必要。



バイオマス発電



動植物などの生物資源(バイオマス)をエネルギー源にして発電します。木質バイオマス、農作物残さ、食品廃棄物など様々な資源をエネルギーに変換します。

強
み
課
題

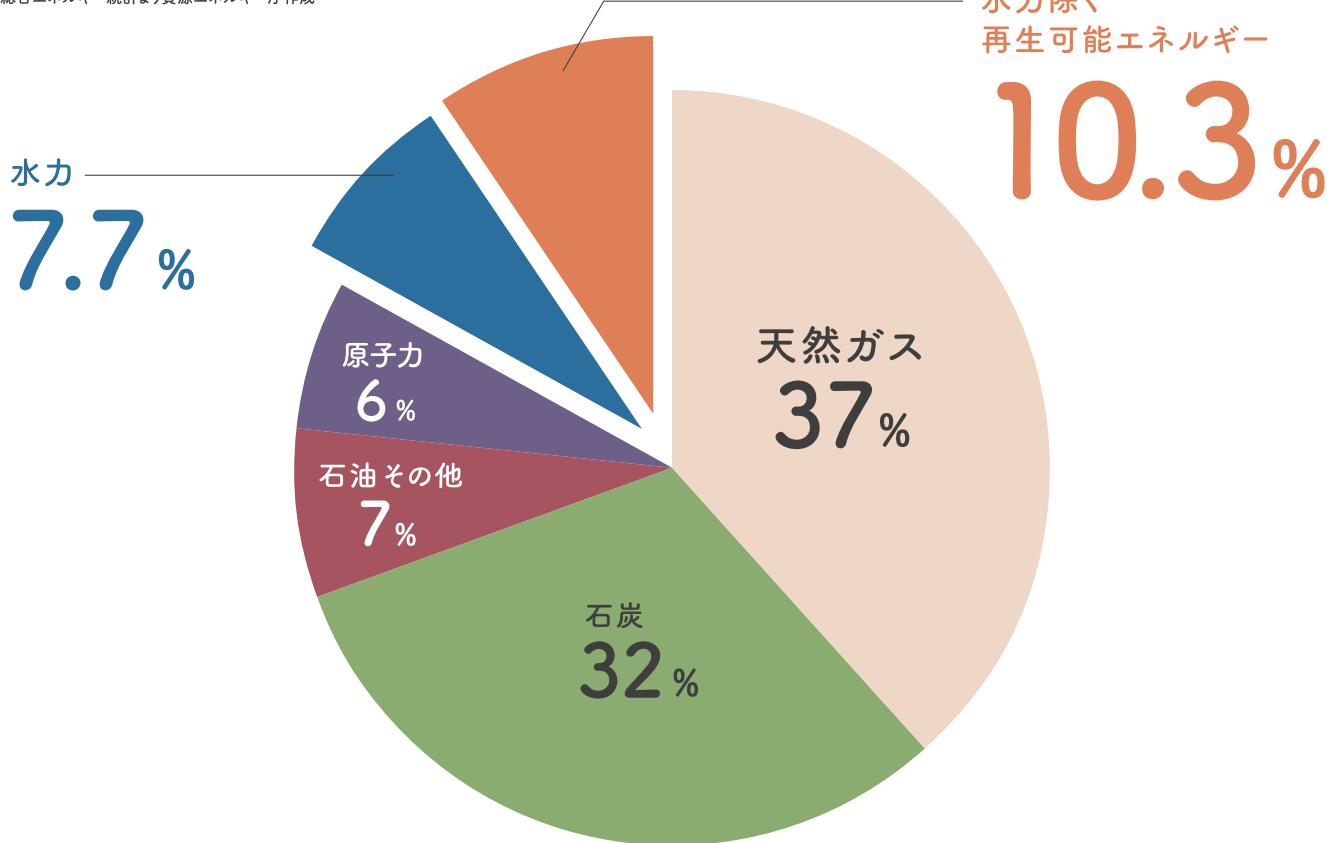
- 資源の有効活用で廃棄物の削減に貢献。
 - 天候などに左右されにくい。
-
- 原料の安定供給の確保や、原料の収集、運搬、管理にコストがかかる。

▶再生可能エネルギーの導入状況

2019年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は約18%。その約半分は水力発電です。水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.6%(2011年度)から、10.3%(2019年度)に増加しました。

■我が国の発電電力量の構成(2019年度速報)

出典：総合エネルギー統計より資源エネルギー庁作成



■固定価格買取制度の開始により、各電源で設備の導入が進みました。

再生可能エネルギー(大規模水力除く)

(kW)	導入水準 (2020年6月)	FIT前導入量+FIT認定量 (2020年6月)	ミックス (2030年度)	ミックスに対する導入進捗率
太陽光	5,700万	8,000万	6,400万	約89%
風力	440万	1,160万	1,000万	約44%
地熱	59万	60万	140~155万	約40%
中小水力	980万	997万	1,090~1,170万	約87%
バイオマス	470万	1,085万	602~728万	約71%

*バイオマスはバイオマス比率考慮後出力。

*改正FIT法による失効分(2020年6月時点で確認できているもの)を反映済。

*地熱・中小水力・バイオマスの「ミックスに対する進捗率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の進捗。

▶2021年度以降の調達価格と調達期間等

調達価格や調達期間等は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に、価格目標や適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

※2021年4月現在、2022年度・2023年度については、調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」において取りまとめられた内容です。

電源	区分	1kWhあたり調達価格等※1			調達※2 期間等
		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
太陽光	250kW以上(入札制度適用区分)	入札制度により決定 (第6回12円/ 第7回11.5円)	入札制度により決定 (第8回11円/第9回10.75円/ 第10回10.5円/第11回10.25円)	入札制度により決定 (一定規模以上) ※4	20年間
	50kW以上250kW未満	12円	11円	10円 ^{(50kW以上 入札対象未満)※4}	
	10kW以上50kW未満※3	13円	12円	11円	10年間
	10kW未満	21円	19円	17円	
電源	区分	1kWhあたり調達価格等※1			調達※2 期間等
		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
風力	陸上風力(250kW以上)(入札制度適用区分)	18円	入札制度により決定 (第1回17円)	入札制度により決定 (16円)※5	20年間
	陸上風力(250kW未満)	18円	17円	16円	
	陸上風力(リプレース)	16円	15円	—	
	着床式洋上風力	入札制度により決定 (第1回34円)	32円	29円	
	浮体式洋上風力	36円	36円	36円	
電源	区分	1kWhあたり調達価格等※1			調達※2 期間等
		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
水力	5,000kW以上30,000kW未満	20円	—	—	20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	27円	—	—	
	200kW以上1,000kW未満※7	29円	—	—	
	200kW未満※7	34円	—	—	
水力※6 既設導水路活用型	5,000kW以上30,000kW未満	12円	—	—	20年間
	1,000kW以上5,000kW未満	15円	—	—	
	200kW以上1,000kW未満※7	21円	—	—	
	200kW未満※7	25円	—	—	
電源	区分	1kWhあたり調達価格等※1			調達※2 期間等
		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
地熱	15,000kW以上	26円	—	—	15年間
	リプレース	15,000kW以上全設備更新型	20円	—	
		15,000kW以上地下設備流用型	12円	—	
	15,000kW未満※7	40円	—	—	
	リプレース	15,000kW未満全設備更新型※7	30円	—	
		15,000kW未満地下設備流用型※7	19円	—	
電源	区分	1kWhあたり調達価格等※1			調達※2 期間等
		2020年度(参考)	2021年度	2022年度	
バイオマス※11	メタン発酵ガス(バイオマス由来)※7	下水汚泥・家畜糞尿・ 食品残渣由来のメタンガス	39円	—	20年間
	間伐材等由来の 木質バイオマス	2,000kW以上※7	間伐材、主伐材※8	32円	
		2,000kW未満※7	40円	—	
	一般木質バイオマス・ 農産物の収穫に 伴って生じる バイオマス固体燃料	10,000kW以上 (入札制度適用区分)	製材端材、 輸入材※8、 剪定枝※9、 バーム椰子殼、 バームトランク	入札制度により決定 (第3回19.6円)	入札制度により決定 (第4回事前非公表)
		10,000kW未満※7	24円	入札制度により決定 (第3回19.6円)	入札制度により決定 (第4回事前非公表)
	農産物の収穫に伴って生じる バイオマス液体燃料(入札制度適用区分)	バーム油	入札制度により決定 (第3回19.6円)	入札制度により決定 (第4回事前非公表)	入札制度により決定 ※10
	建設資材廃棄物※7	建設資材廃棄物(リサイクル木材)、 その他木材	13円	—	—
	廃棄物・その他バイオマス※7	剪定枝※9・木くず・紙、 食品残さ、廃食用油、黒液	17円	—	—

※1 FIT制度(太陽光10kW未満及び入札制度適用区分を除く)は税を加えた額が調達価格、FIT制度の太陽光10kW未満は調達価格、FIP制度(入札制度適用区分を除く)は基準価格、入札制度適用区分は上限価格。

※2 FIT制度であれば調達期間、FIP制度であれば交付期間。

※3 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電には、2020年度から自家消費型の地域活用要件を設定する。ただし、営農型太陽光は、3年を超える農地転用許可が認められる案件は、自家消費を行わない案件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。

※4 50kW以上1,000kW未満のFIP制度の新規認定は、入札制度適用対象区分外で10円。その他入札制度の詳細は未定。

※5 入札制度は、FIP新規認定について、2022年度は適用なし、2023年度は未定。入札制度の回数等は未定。

※6 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧鉄管を更新するもの。

※7 FIT認定(変更認定を除く)には、2022年度から地域活用要件を設定する(ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは除く)。

※8 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由来の証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

※9 一般廃棄物に該当せず、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく由來の証明が可能な剪定枝については、一般木質バイオマスとして取り扱う。

※10 農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料については50kW以上、入札上限価格等に係る詳細は未定。

※11 新規燃料については、食料競合について調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行った上で、その判断のための基準を策定し、当該基準に照らして、食料競合への懸念が認められる燃料については、そのおそれがないことが確認されるまでの間は、FIT制度の対象としない。食料競合への懸念が認められない燃料については、ライフサイクルGHG排出量の論点を調達価格等算定委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を継続した上で、ライフケイクルGHG排出量を含めた持続可能性基準を満たしたものは、FIT制度の対象とする。なお、既に買取りの対象となっている燃料についても、本委員会とは別の場において専門的・技術的な検討を行う。主産物・副産物を原料とするメタン発酵バイオガス発電は、当該主産物・副産物が直接燃焼する場合に該当する区分において取り扱う。石炭(ごみ処理焼却施設で混焼されるコークス以外)との混焼を行うものは、2019年度(一般廃棄物その他バイオマスは2021年度)からFIT制度の新規認定対象とならない。また、2018年度以前(一般廃棄物その他バイオマスは2020年度以前)に既に認定を受けた案件が容量市場の適用を受ける場合はFIT制度の対象から外す。



2022年度のFIT/FIP・入札制度の対象(参考)

2022年度のFIT/FIP・入札制度の対象については、調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」において、以下の内容が取りまとめられています。

2022年度は、風力以外について、一定規模以上の新規認定はFIP認定のみを認めることになります。また、全電源50kW以上は事業者が希望すればFIP制度の選択が可能です。

なお、既にFIT認定を受けている事業も、50kW以上は事業者が希望すればFIPに移行することが可能です。

電源	FIT(住宅用) FIT(地域活用要件あり)				
太陽光		FIT (入札対象外) ^{*1}	FIT(入札)		FIP(入札)
風力		FIT(入札対象外)		FIT(入札)	FIP(入札対象外)※選択可能
中小水力		FIT(地域活用要件あり)			FIP(入札対象外)
地熱		FIT(地域活用要件あり)			FIP(入札対象外)
バイオマス (一般木質等)		FIT(地域活用要件あり)			FIP(入札)
バイオマス (液体燃料)			FIP(入札)		
バイオマス (その他)		FIT(地域活用要件あり)			FIP(入札対象外)

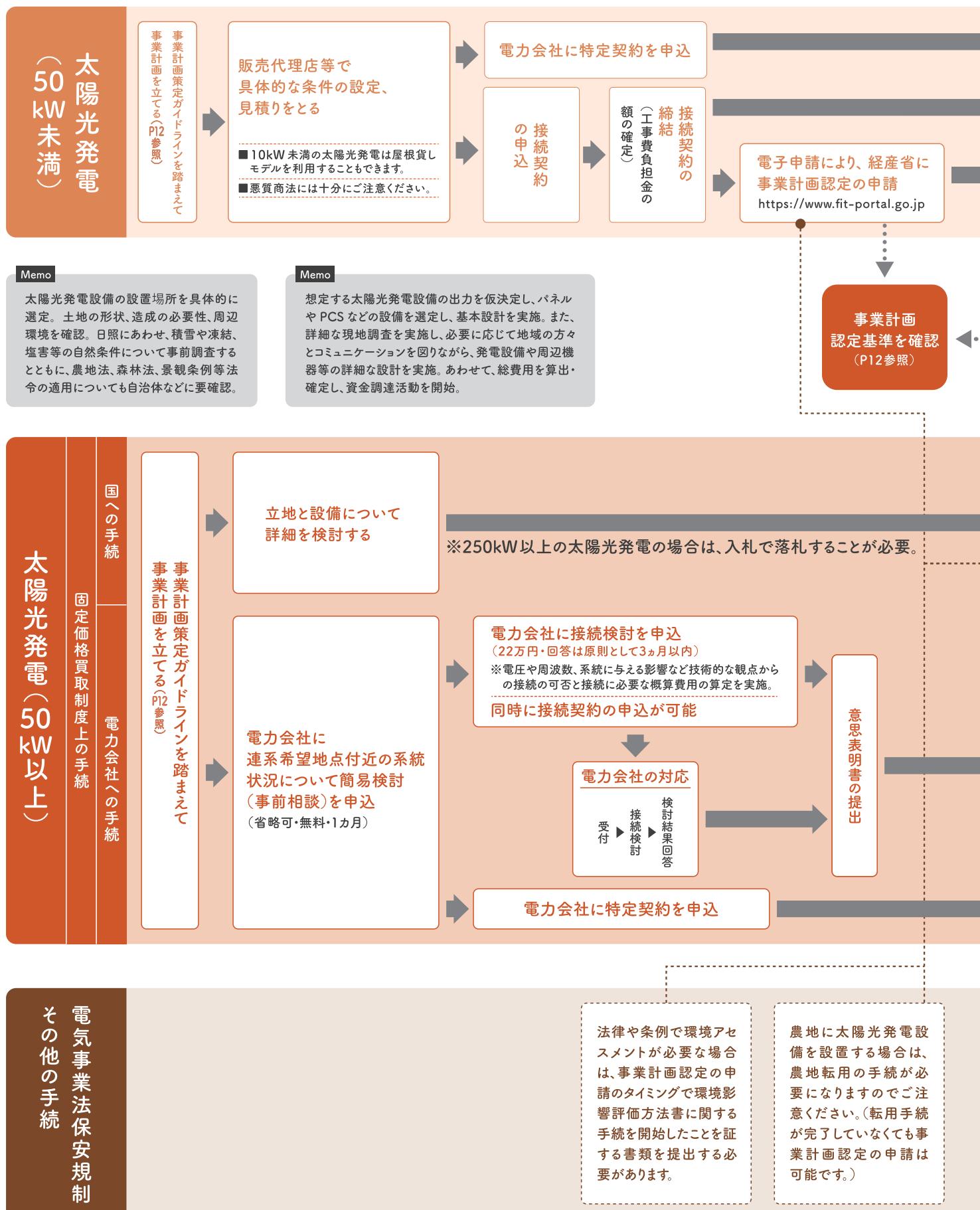
0kW 50kW 250kW 1,000kW 10,000kW
10kW

沖縄地域・離島等供給エリアについては、いずれの電源もFITを選択可能とし、また、地熱・中小水力・バイオマスの地域活用要件を求めない。

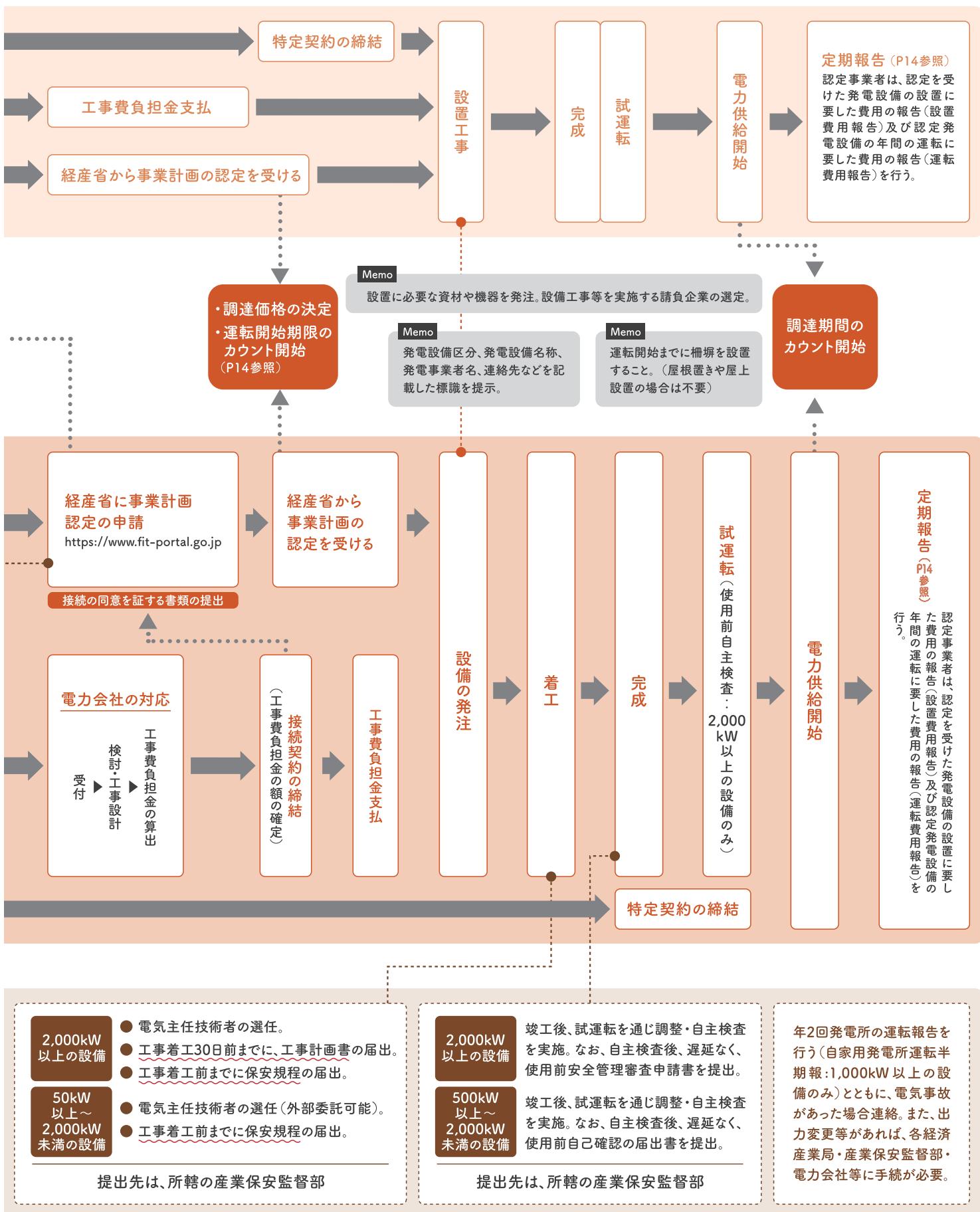
※1 太陽光の2022年度の入札対象の閾値は、2021年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。
※2 なお、地熱・中小水力の当該の閾値は、2023年度も同じとする。

▶再生可能エネルギー発電事業実施の流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手続があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。

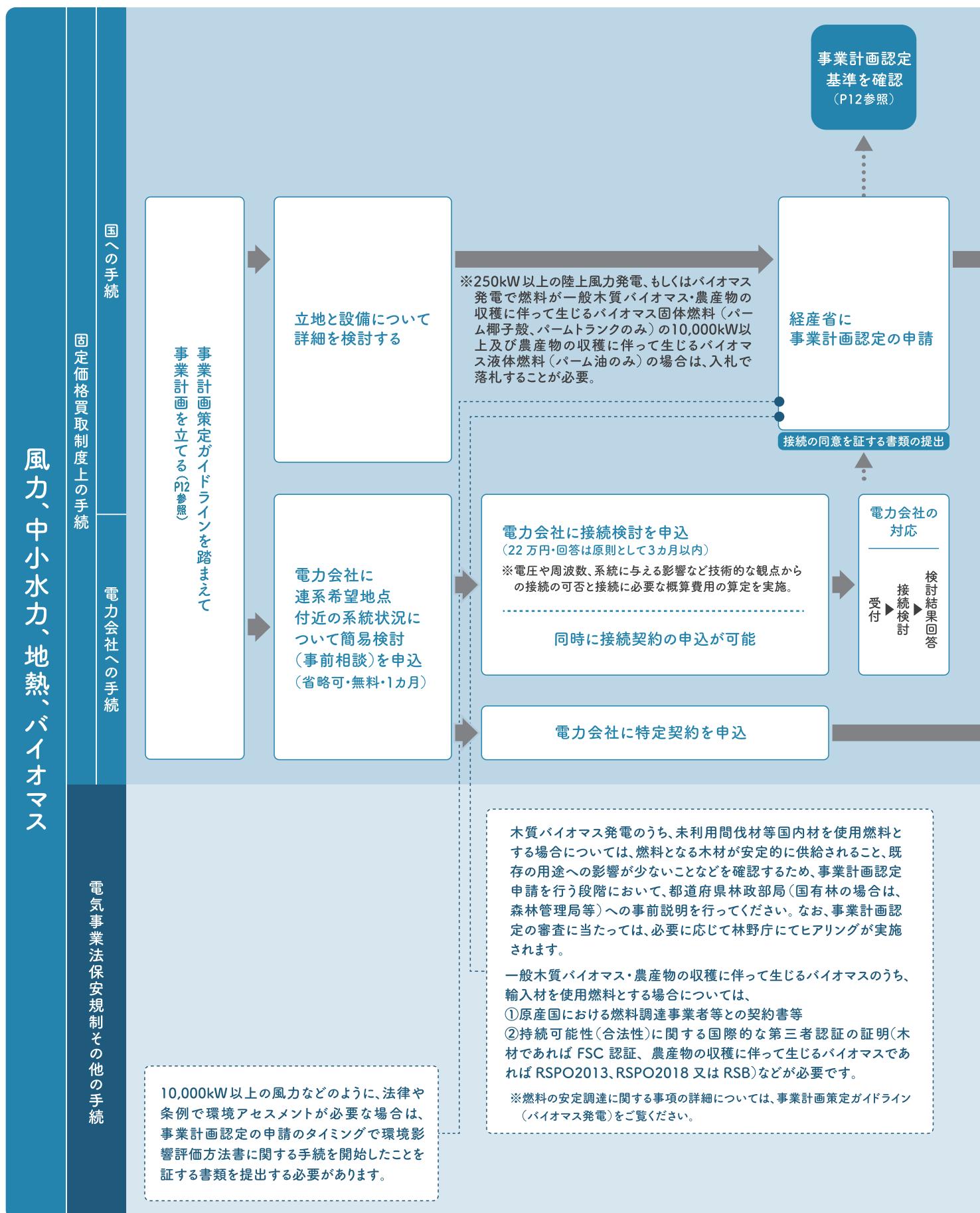


太陽光発電の場合

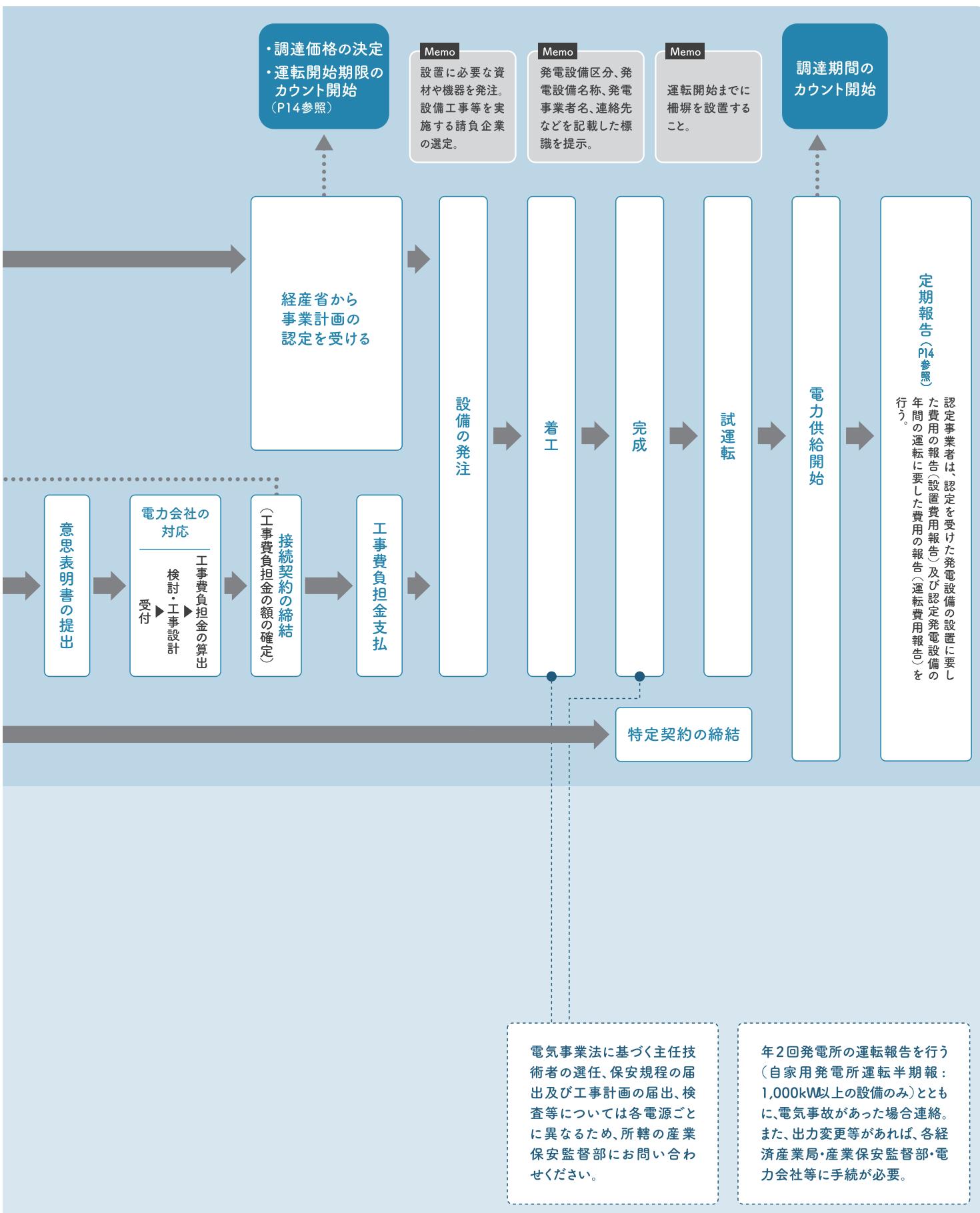


▶再生可能エネルギー発電事業実施の流れ

設置の検討から電力供給開始まで様々な作業や手續があり、国からの事業計画認定に当たっては、あらかじめ電力会社から系統接続について同意を得る必要があります。以下は、個別のケースに応じて順番が前後することもありますので、あくまでモデルケースとしてご紹介します。



風力、中小水力、地熱、バイオマスの場合



▶事業計画認定の手続方法

申請フロー



※50kW未満太陽光については、事業者からの委任を受けた工務店や販売会社等の登録者が各種申請手続を行った際に、事業者に申請手続があったことをお知らせするメールが送信されます。事業者は申請内容を確認の上、「承諾」又は「拒否」をシステムを通じて行います。「承諾」することにより、申請が完了し、審査に入ることになります。そのため、事業者のメールアドレスの登録は必須です。

50kW未満太陽光発電の場合

電子申請を行います。

事業
計
画
認
定

STEP
1

下記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記載内容に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

[再生可能エネルギー電子申請ホームページ] <https://www.fit-portal.go.jp>

STEP
2

認定されると、メールで通知が届きます。

STEP
3

メールを確認後、認定通知書をダウンロードしてください。

太陽光(50kW以上)、風力、水力(3万kW未満)、地熱発電、バイオマス発電

電子申請システムを通じて申請書作成を行います。

事業
計
画
認
定

STEP
1

下記ホームページにアクセスし、申請書の作成をお願いいたします。記載内容に不備があると、認定までの期間が長くなります。必ず記載内容をご確認の上、申請してください。

[再生可能エネルギー電子申請ホームページ] <https://www.fit-portal.go.jp>

STEP
2

必要事項を入力した後、申請書をプリントアウトしてください。

プリントアウトした申請書等「申請書+添付書類+連絡票+返信用封筒(切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を記載)」を発電設備の立地場所の都道府県を管轄する経済産業局へ送付してください。

申請から認定までの期間は3ヶ月程度(バイオマス発電の場合は4ヶ月程度)です。書類に不備があった場合は、受付日が上記の処理期間の開始日とはなりませんのでご注意ください。

STEP
3

受付印を押印した申請書(写)が不要な場合	受付印を押印した申請書(写)が必要な場合
<p>担当者連絡票 + 申請書(原本) + 添付書類 + 返信用封筒</p> <p>返信用封筒を必ず同封してください。 切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。</p>	<p>担当者連絡票 + 申請書(原本) + 添付書類 + 返信用封筒</p> <p>返信用封筒を2部必ず同封してください。 切手を貼付の上、返信先の宛名・住所を必ず記載すること。</p>

STEP
4

認定通知書が申請者に届きます。

※申請された内容に不備がある場合、システムを通じてメールにより連絡を行います。不備内容をシステムで確認し、申請内容の修正もシステムにて申請を行うことになりますので、メールアドレスの登録は必須となります。

▶事業計画の認定について

主な認定基準

認定を取得するためには、発電事業計画が以下のような認定基準の全てを満たしていることが必要です。

土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められること、調達期間が終了するまでの間、同一の設置場所で発電を行う計画であること
分割禁止	特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと
設備の決定	認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が決定していること
接続同意	再生可能エネルギー発電設備を電気事業者が維持し、及び運用する電線路に電気的に接続することについて電気事業者の同意を得ていること
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施することであること
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること
関係法令の遵守	関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること

電源別事業計画策定ガイドライン

事業計画策定ガイドラインは、事業者が事業を行うにあたっての遵守事項及び推奨事項を記載したものです。遵守事項に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、FIT法に基づく指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる可能性があります。また、推奨事項についても、それを怠っていると認められる場合には、FIT法に基づく指導・助言等の対象となる可能性があります。

〈ガイドライン記載事項の具体例〉

遵守事項	推奨事項
<ul style="list-style-type: none">■自治体に対して計画を説明し、適用される関係法令・条例の確認を行う■発電事業者名、保守管理責任者名、連絡先等の情報を記載した標識を掲示する■柵塀等の設置により、第三者が構内に立ち入ることができないような措置を講じる■保守点検及び維持管理計画を策定し、これに則り保守点検及び維持管理を実施する■廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに発電設備を処分する	<ul style="list-style-type: none">■説明会の開催など、地域住民との適切なコミュニケーションを図る■発電設備の稼働音等が地域住民や周辺環境に影響を与えないよう、適切な措置を講ずる■民間団体が作成したガイドラインを参考にし、保守点検及び維持管理を実施する■FITの調達期間終了後も設備更新することで、事業を継続する

認定情報の公表

認定された事業計画について、下記の項目は、資源エネルギー庁ホームページにおいて公表されます。(太陽光20kW未満を除く)

公表項目	●設備ID	●太陽電池の合計出力 (太陽光発電設備の場合のみ)
	●事業者名	●発電設備の設置場所
	●事業者の住所、電話番号及び代表者の氏名 (法人の場合のみ)	●新規認定日
	●発電設備の区分	●廃棄費用の積立状況
	●発電設備の出力	

▶ 地域活用要件について

再エネの地域における活用を促すため、以下の電源にはFIT認定基準として地域活用要件を設定します。

事業用太陽光 (10-50kW)	▷ 2020年度から自家消費型の要件を設定します。
地熱 中小水力 バイオマス	▷ 2022年度から自家消費型、地域消費型及び地域一体型の要件を設定します。 ▷ 2022年度に地域活用要件を設定する規模 地熱1,000kW未満 中小水力1,000kW未満 バイオマス10,000kW未満 ※地熱・中小水力の対象規模は、2023年度も同じとなります。

<事業用太陽光(10-50kW)に設定される自家消費型の要件>

以下の①～②の要件をすべて満たすことが必要となります。

- ① 当該再エネ発電設備の設置場所を含む一の需要場所において、発電電力量の少なくとも30%の自家消費等を行うこと。
- ▶ 自家消費等が可能な配線構造となっていることに加え、自家消費等計画を策定することが必要となります。
 - ▶ 買取電力量を確認し、制度上想定している自家消費比率を構造的に満たし得ないと疑われる案件については、再エネ発電事業の具体的な状況を確認した上で、認定取消し等の厳格な措置を講じます。
 - ▶ 具体的な状況の確認が実施できるよう、小売電気事業者との需給契約に係る電気料金請求書等・検針票を保存するとともに、発電電力量の記録を行う必要があります。
- ② 災害時に活用するための最低限の設備を求めるものとして、災害時のブラックスタートが可能であることを前提とした上で、給電用コンセントを有し、当該給電用コンセントの災害時の利活用が可能であること。
- ▶ 少なくとも10kW相当分のPCSに自立運転機能を具備させ、1.5kWの自立運転出力を確保する必要があります。

※営農型太陽光発電であり、農地に立てる支柱に係る農地転用許可の期間が3年を超えるものについては、②の要件のみ満たせば、FIT認定の対象となります。
この場合、FIT認定後、3年以内に農地転用許可を得る必要があります。

<地熱・中小水力・バイオマスに設定される地域活用要件>

※2022年度・2023年度の地熱・中小水力・バイオマスに設定される地域活用要件については、調達価格等算定委員会「令和3年度以降の調達価格等に関する意見」において、以下の内容が取りまとめられています。

以下の①～②の要件のいづれかを満たすことが必要となります。（新設・リプレースを問わない）

- ① 自家消費型・地域消費型の地域活用要件（以下のいづれか）
- ▶ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気量の少なくとも3割を自家消費※するもの。
すなわち、7割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの。
 - ▶ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、その契約の相手方にあたる小売電気事業者または登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の5割以上を当該発電設備が所在する都道府県内へ供給※するもの。
 - ▶ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備により産出された熱を、原則として常時利用する構造を有し、かつ、当該発電設備により発電される電気量の少なくとも1割を自家消費※、すなわち、9割未満を特定契約の相手方である電気事業者に供給するもの。
- ② 地域一体型の地域活用要件（以下のいづれか）
- ▶ 当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備が所在する地方公共団体の名義（第三者との共同名義含む）の取り決め****において、当該発電設備による災害時を含む電気又は熱の当該地方公共団体内への供給が、位置付けられているもの。
 - ▶ 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資するもの。
 - ▶ 地方公共団体が自ら事業を実施または直接出資する小売電気事業者または登録特定送配電事業者に、当該事業計画に係る再生可能エネルギー発電設備による電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給するもの。

※自家消費では、自家消費比率を把握するため、発電電力量を記録することが求められます。

※※小売供給の状況については、小売電気事業者または登録特定送配電事業者の協力によって必要な書類の添付等をすることが求められます。

※※※当該取り決めには、法律に基づいて当該発電設備に係る認定を地方公共団体が行うものを含みます。

注1：地域活用要件を満たさなくなった場合は、FIP制度の対象となりうる場合はFIP制度への移行認定を申請いただくか、または、認定基準違反により改善命令・認定の取消しの対象となります。ただし、沖縄地域・離島等供給エリアは、地熱発電・中小水力発電・バイオマス発電について、地域活用要件を求めません。

注2：地域マイクログリッド（平時は既存の系統配線電線を活用し、緊急時にはオフグリッド化して地域内に電力供給を行う方法）については、その方法が確立した時点で、地域一体型の地域活用要件として認めます。

▶認定後の注意事項

運転開始期限

各電源の開発の特性に応じて、電源毎に以下のとおり運転開始期限を設定しています。

認定日(起算日)から以下に掲げる期間(運転開始期限)を超過した場合は、超過期間分だけ調達期間が月単位で短縮されます。

太陽光

3年 (認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は5年、10kW未満は1年を過ぎると認定失効)

※2015年度以前に認定を取得し、かつ、2016年7月31日以前に電力会社と接続契約を締結している10kW以上太陽光の未稼働案件については、原則、最初の系統連系工事着工申込みの受領日から1年の運転開始期限が設定されます。詳細は、以下のURLをご確認ください。

【URL】https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

風力

4年 (認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年)

中小水力

7年 (当該設備が特定多目的ダム法に規定する多目的ダムに設置されるものであって、認定日以降に当該多目的ダムの建設に係る計画の実施が延期されたときは、当該延期された期間を加えた期間)

地熱

4年 (認定申請時に環境影響評価法に基づく環境影響評価を行っていた場合は8年)

バイオマス

4年

(注) 2017年度以前に認定を受けた太陽光以外の電源(風力・中小水力・地熱・バイオマス)については、運転開始期限が設けられていませんでしたが、2020年12月1日(起算日)から電源毎に上述の運転開始期限が設定されております。

失効制度

基本

改正法施行日後に
運転開始期限を迎えるケース

運転開始期限

①原則

②原則

③例外

運転開始期限

認定

1年間 (運転開始期限+1年後までに着工申込みが提出されない場合)

失効

運転開始期限 (運転開始期限+1年後までに着工申込みが提出された場合)

失効

調達期間 (運転開始期限+1年後までに着工申込みの提出及び開発工事への準備・着手が公的手続きによって確認された場合)

失効

=調達期間の終期

- 失効制度は、認定を受けた日から起算して一定の期間までに事業を開始しなければ失効するとし、運転開始期限の1年後の時点で事業の進捗状況を判断することとしています。
- 運転開始期限の1年後までに、一般送配電事業者等へ系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領されず、運転開始に至らなければその時点で失効となります。
- 運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領されれば、運転開始期限日に運転開始期間が猶予され、それまでに運転開始に至らなければその時点で失効となります。
- 例外的に、運転開始期限の1年後までに、系統連系工事着工申込みが提出・不備無く受領され、かつ、工事計画届出が不備無く受領される、または、環境影響評価法に基づく準備書に対する経済産業大臣の勧告等がなされている、ことを経済産業大臣が確認すれば、失効リスクは取り除かれます。
- なお、改正法施行日前に運転開始期限を迎えるものについては、改正法施行日の1年後までに、上述した事業の進捗確認が必要となります。

▶事業計画の変更について

変更内容ごとの変更手続の整理表

認定を受けた事業計画を変更する場合、①変更認定、②事前変更届出、③事後変更届出のうち変更する事業計画の項目に応じていずれかを行う必要があります。

	変更内容	価格変更の可能性があるもの	備考
①変更認定	事業者名の変更		変更後の事業者が手続を行うこととし、社名変更、会社分割、合併、相続等については、「③事後変更届出」の対象。
	発電設備の区分の変更		
	発電設備の出力の変更	●	手続にはあらかじめ接続契約の変更が必要。
	発電設備の設置場所の変更		運転開始後において、急遽生じたやむを得ない理由（住宅の引越し、土地収用、災害等）があると認められた場合に限り、移設が可能。
	太陽光発電設備の設置形態（屋根設置・地上設置の別）の変更【太陽光】		
	太陽電池に係る事項の変更	●	
	風車に係る事項		
	自家発電設備等の設置の有無	●	
	配線方法、電気供給量の計測方法の変更		
	保守点検責任者の変更		
②事前 変更届出	接続契約締結日の変更	●	工事費負担金未入金、再接続検討等の理由で、接続契約を再締結して接続契約締結日が変わる場合にのみ変更手続が必要。
	パワーコンディショナーの自立運転機能の有無、給電用コンセントの有無、農地一時転用許可申請予定の有無、自家消費等計画の変更		
③事後 変更届出	燃料の種類の変更【バイオマス】	●	同じ調達価格区分内の燃料の種類の変更も変更認定の対象。
	バイオマス比率、バイオマス比率考慮後出力及び調達上限比率の変更【バイオマス】	●	
	事業計画の内容の変更のうち「①変更認定」に係る事項を除いたもの		「①変更認定」の対象となる項目を除いた、設備の設置場所、接続契約締結先、保守点検及び維持管理計画等に変更が生じる場合が対象。
	認定事業者の氏名・名称、住所の変更		
	（認定事業者が法人の場合）代表者氏名、役員氏名の変更		



調達価格が変更される事業計画の変更

■ 太陽光発電設備(特例太陽光発電設備を除く)

変更内容		変更の有無
発電設備の出力の変更 ^{※1}	出力の増加	変更あり
	出力の減少	変更なし
太陽電池に係る事項の変更	メーカーの変更、種類の変更、変換効率の低下	変更なし
	合計出力の増加(3kW以上または3%以上)または減少(20%以上) ^{※2}	変更あり
自家発電設備等の設置の有無 ^{※3}		変更あり
接続契約締結日の変更		変更あり

※1 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合又は出力が10kW未満の発電設備の出力増加であって、変更後も10kW未満の設備である場合は、調達価格の変更なし。

※2 電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に太陽電池の合計出力を変更する場合又は発電出力が10kW未満の発電設備の場合は、調達価格の変更なし。

※3 太陽電池の合計出力が発電設備の出力よりも大きい場合かつ、自家発電設備等が蓄電池の場合であって、当該蓄電池をPCSよりも太陽電池側に新設又は増設する変更に限る。また、当該自家発電設備等が電気事業者に供給する電気の量を区分計量できる場合であって当該電気を特定契約によらないで供給する場合を除く。(なお、2022年度から導入されるFIP制度においては、2022年度以降に新規にFIT認定またはFIP認定を取得する事業であれば、PCSよりも太陽電池側に蓄電池を新設又は増設する変更であって、かつ、電気事業者に供給する当該蓄電池に充電した電気の量を区分計量できず当該電気をFIP制度により電気供給する場合であっても、基準価格(FIP価格)の変更なしに事業計画の変更を認める予定。)

〈注意〉10kW未満の設備で自家発電設備等を新たに併設しダブル発電に変更する場合など、区分等を変更する場合(上記表の発電出力の変更によるものを除く)は、当該案件に適用されている調達価格の属する年度における変更後の区分の調達価格に見直されます。

■ 特例太陽光発電設備(2012年6月30日までに太陽光の余剰電力買取の申し込みを行った設備で、) 固定価格買取制度へ移行されたもの。設備IDの頭文字が「F」から始まる。

・発電出力の増加又は減少や自家発電設備の併設又は撤去等により、価格区分が変更になった場合のみ、調達価格が変更されます。

・この場合に適用される価格は、その設備が余剰電力買取の申込みを行った年度の特例太陽光価格になります。

■ 風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備

変更内容		運転開始前	運転開始後
設備の区分等の変更【風力、中小水力、地熱】 ^{※1}		変更あり	変更なし
設備の出力の変更 ^{※2}	出力の増加		変更あり
	出力の減少(10kW以上かつ20%以上)	変更あり	変更なし
バイオマス燃料の種類の変更【バイオマス】 ^{※3}		変更あり	
バイオマス比率または調達上限比率の変更【バイオマス】 ^{※4}		変更の可能性あり	
接続契約締結日の変更		変更あり	

※1 発電出力のみの変更によるものを除く。

※2 増加後の出力が該当する区分等に係る調達価格が、変更前の調達価格より高い場合または、電力会社の接続検討の結果を受けて運転開始前に出力を変更する場合は、調達価格の変更なし。

※3 使用するバイオマス燃料の種類の変更(異なる価格区分に属するバイオマス燃料の追加)による区分等の追加。
(価格変更の対象は、当該追加された区分等への調達価格の適用に限る。)

※4 詳細は、以下の「既認定案件による国民負担の抑制に向けた対応(バイオマス比率の変更への対応)について」を御確認下さい。
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20181221.pdf

▶2021年度の入札の概要とスケジュール

ここでは、2021年度の入札の概要についてご紹介します。

詳細については、指定入札機関である低炭素投資促進機構のホームページをご覧ください。

指定入札機関 一般社団法人 低炭素投資促進機構のホームページ「FIT法による入札制度」 <https://nyusatsu.teitanso.or.jp/>

2021年度の入札の概要

入札活性化に向けて、事務手続きやリスクをできる限り軽減させるために、以下の項目について取扱いを変更しております。

変更の詳細については、指定入札機関において公表している「入札実施要綱」をご確認ください。

(入札参加手続きについても一部変更が生じておりますので、ご留意ください。)

■入札制度見直しの概要

見直し項目	取扱い	対象
上限価格	公表（非公表から変更）	太陽光入札
入札実施回数	年間4回（年間2回から増加）	
参加資格審査期間	2週間程度（3ヶ月程度から短縮）	
落札案件の認定取得期限	落札から7ヶ月以内（一律年度内から変更）	全電源共通
入札保証金没収免除事由	工事費負担金が高額となったために辞退した場合、入札保証金の没収を免除※（新設）	

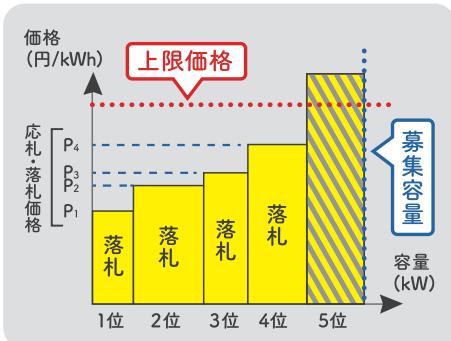
※事業者に帰責性なく、また、事業計画に工事費負担額を記載していた場合に限る。

	太陽光発電（第8回～第11回）	陸上風力発電（第1回）	バイオマス発電（第4回）
入札対象区分	出力250kW以上の太陽光発電設備	出力250kW以上の陸上発電設備（リプレースを除く）	・出力10,000kW以上的一般木材等バイオマスによる発電設備 ・バイオマス液体燃料による発電設備
募集容量	第8回 208MW ※第9回以降は、208MWを基準として直前の回の応札容量を踏まえて、各回の募集容量を見直す。	1GW	120MW
上限価格（円／kWh）	第8回 11.00円 第9回 10.75円 第10回 10.50円 第11回 10.25円	第1回 17.00円	非公表

入札のイメージ

・FIT法による入札では、上限価格を超えない価格の入札者のうち、低価の入札者から順次募集容量に達するまで落札者として決定します。

・落札者の調達価格等：応札額を調達価格として採用します（pay as bid方式）。調達期間は20年間です。



入札フロー

入札は以下の流れに従って実施されます。

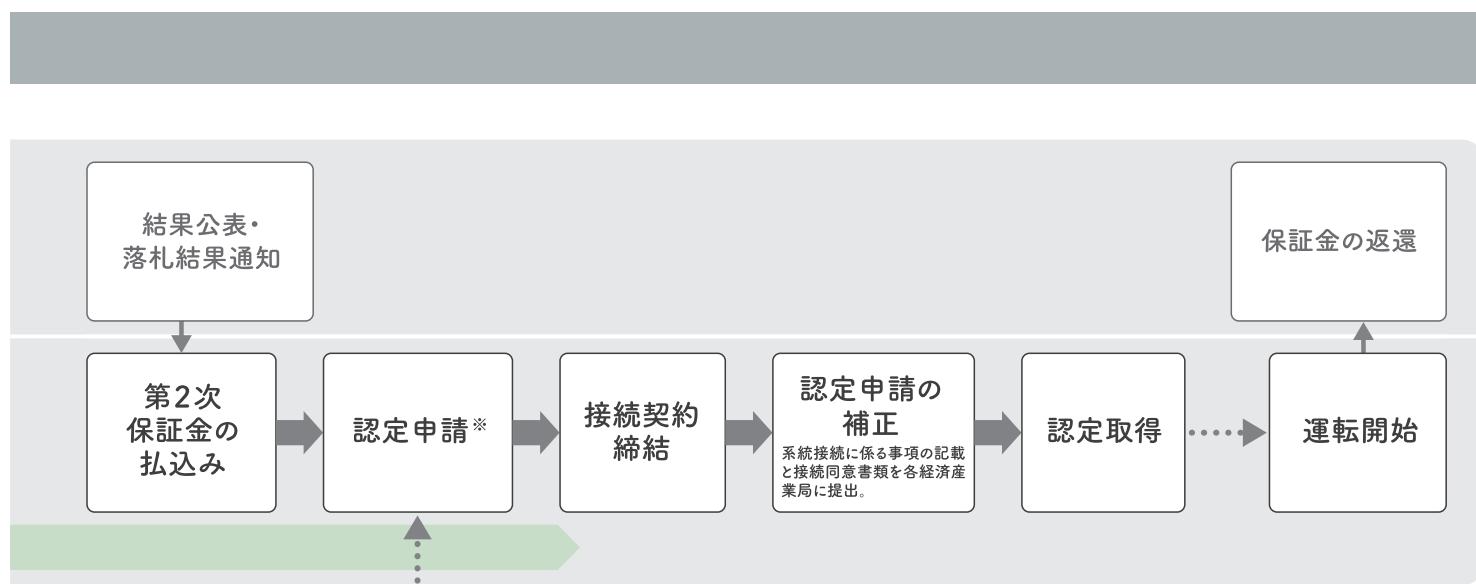




2021年度の入札実施スケジュール

2021年度は下記のスケジュールで入札を実施します。

	2021年度				
	太陽光第8回	太陽光第9回	太陽光第10回	太陽光第11回	陸上風力第1回 バイオマス第4回
4月	事業計画受付(4/19)				入札説明会
5月	事業計画受付〆切(5/7) 事業計画審査〆切(5/21) 入札募集開始(5/31)				
6月	入札募集〆切(6/11) 入札結果公表(6/18)	事業計画受付(6/28)			
7月		事業計画受付〆切(7/16) 事業計画審査〆切(7/30)			
8月		入札募集開始(8/10) 入札募集〆切(8/20) 入札結果公表(8/27)			
9月			事業計画受付(9/27)		事業計画受付(9/6) 事業計画受付〆切(9/24)
10月			事業計画受付〆切(10/15) 事業計画審査〆切(10/29)		事業計画審査〆切(10/8) 入札募集開始(10/18) 入札募集〆切(10/29)
11月			入札募集開始(11/8) 入札募集〆切(11/19) 入札結果公表(11/26)		入札結果公表(11/5)
12月					
2022年1月	認定補正期限(1/4) 認定取得期限(1/18)			事業計画受付(1/4) 事業計画受付〆切(1/21)	
2022年2月				事業計画審査〆切(2/4) 入札募集開始(2/14) 入札募集〆切(2/25)	
2022年3月		認定補正期限(3/14) 認定取得期限(3/28)		入札結果公表(3/4)	
2022年4月 以降			認定補正期限(6/13) 認定取得期限(6/27)	認定補正期限(9/20) 認定取得期限(10/4)	認定補正期限(5/23) 認定取得期限(6/6)



▶定期報告について

定期報告

定期報告の提出は認定基準として義務付けられているため、期限までに提出がない場合には、経済産業大臣による指導や認定取消し等の対象となる可能性があります。認定事業者は、認定を受けた発電設備の設置に要した費用の報告(①設置費用報告)及び認定発電設備の年間の運転に要した費用の報告(②運転費用報告)を行う必要があります。

〈報告対象者〉

発電設備の分類		報告形態	
		①設置費用報告(増設費用報告)	②運転費用報告
太陽光 発電設備	10kW未満の設備*	必要 (増設費用報告は不要)	経済産業大臣が求めた場合は必要 (対象者には、後日別途ご案内いたします。)
	10kW以上の設備		必要
太陽光以外の発電設備		必要	

*特例太陽光発電設備(設備IDの頭文字がF)は、設置費用報告、運転費用報告とも不要です。

※10kW未満であっても増設により10kW以上となった場合、増設費用報告は必要となります。

〈報告時期〉

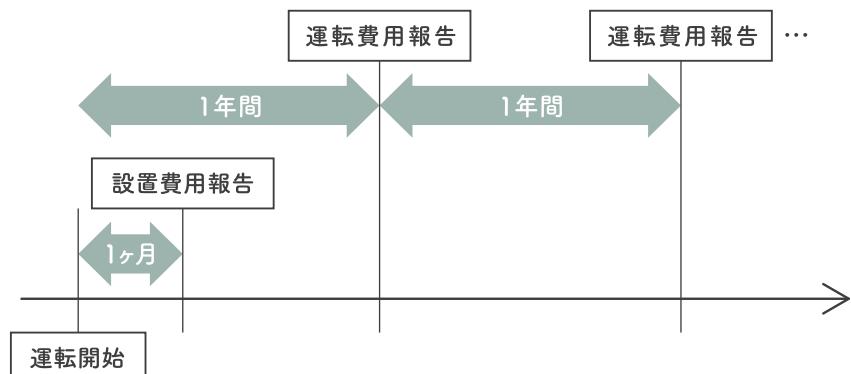
- ①設置費用報告：発電設備が運転開始した日から1ヵ月以内(増設した場合は、増設した日から1ヵ月以内に増設費用報告)
- ②運転費用報告：発電設備が運転開始した月又はその翌月に、毎年1回

〈報告例〉

運転開始年月日が 2020年5月1日 の場合

- 設置費用報告期日：2020年6月1日
- 運転費用報告期日：毎年6月末

(前年5月1日～4月末
までの費用を報告)



〈提出方法・提出先〉

- 太陽光発電設備 電子申請：「再生可能エネルギー電子申請ホームページ(<https://www.fit-portal.go.jp/>)」を通じて報告。
(インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、経済産業省が委託した代行申請機関へ郵送)
- 太陽光以外の発電設備 電子申請：「再生可能エネルギー電子申請ホームページ(<https://www.fit-portal.go.jp/>)」を通じて報告。
申請の際にGビズID (<https://gbiz-id.go.jp/>)のアカウント(プライムまたはメンバーのいずれか)が必要となります。
(インターネットで報告できない方は、紙申請：ホームページから様式を印刷し、記載の上、発電設備の設置場所の都道府県を所管する経済産業局へ郵送)

[記入様式・記入例] https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_report.html

▶よくある質問

ここでは、皆様からお寄せいただいたご質問のうち、お問い合わせの多いご質問についてお答えします。
資源エネルギー庁のホームページにおいて、その他のご質問についても回答を公表していますので、ぜひご活用ください。

Q.1

なぜ「分割案件」はFITで禁止されているのですか。

A.1

同一の事業地に設置される高圧設備等を、意図的に複数の低圧設備に分割して設置するいわゆる「分割案件」では、

- ① 本来適用される安全規制の回避等による社会的不公平
- ② 電力会社の設備維持管理コストの増加による、事業者間の不公平や電気料金への転嫁
- ③ 不必要な電柱、メーター等の設置による社会的な非効率性
- ④ 出力制御の回避等の問題

が発生するためです。

こうした問題は、原則として、発電事業の規模や事業採算性にかかわらず、分割を行うことにより発生するため、全電源一律に措置することにしています。

Q.2

事業の実施にあたって必要な関係法令の手続きは、全て認定までに終えておく必要がありますか。

A.2

認定申請時に「関係法令手続状況報告書」を提出していただく必要がありますが、この時までに事業の実施にあたって必要な全ての手続を終えておく必要はありません。ただし、環境アセスメント手続に関しては、法律・条令のどちらに基づく場合でも、認定申請までに方法書に関する手続きを開始しておく必要があります。なお、認定後に必要な関係法令を遵守していないことが判明した場合は、認定が取消しになる可能性があります。

Q.3

入札に参加するにあたって、自治体への事前相談はどのように行えばよいですか。

A.3

今年度は、出力250kW以上の太陽光発電、着床式洋上風力発電、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電が入札の対象です。このうち、出力2,000kW以上の太陽光発電、着床式洋上風力発電及び出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電については比較的大規模であることから、発電設備の設置を予定する自治体(都道府県及び市区町村)へ事前に事業計画について説明を行い、関係法令及び条例に基づく必要な手続について確認・相談を行った上で、自治体から指導・助言があった場合には適切な対応を行う必要があります。これらの結果については、「関係法令手続状況報告書」に記載の上、入札実施要綱に記載の提出書類と併せて指定入札機関及び経済産業局に提出していただきます(太陽光発電については、電子申請システムで提出してください)。なお、最小単位の行政(市区町村)への確認・相談は面談形式のみとしておりますので、御注意ください。

▶よくある質問

資源エネルギー庁のホームページ「なっとく!再生可能エネルギー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_faq.html



Q.4

標識や柵塀はどのようなものを設置しなければならないのですか。

A.4

標識の設置に関する注意点は以下の通りです。

- ・標識の設置については、下記の図「標識のイメージ」に準じた標識を設置することが必要。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の認定発電設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	霞ヶ関発電所
	設備 ID	DXXXXXX15
	設置場所	東京都千代田区霞が関△番地
	出力	150.0kW
再生可能エネルギー 発電事業者	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区霞が関○番地
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
保守点検責任者	氏名	霞ヶ関メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
	連絡先	XX-XXXX-XXXX
運転開始年月日		(西暦)〇〇〇〇年〇月〇日

↑ 25cm以上

35cm以上

少なくとも
どちらかを
記載すること

必要に応じて
修正すること

- ・屋外広告物条例等の関連条例により、掲示の大きさや色などが規制される場合は、関連条例の規定に従い、標識を掲示すること。
- ・出力20kW未満の太陽光発電事業は、FIT法上の掲示義務の対象外だが、周辺地域と共生した形で適切に事業を実施するために、できる限り事業情報を掲示することが望ましい。

柵塀の設置に関する注意点は以下のとおりです。

- ・設置形態上、第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合を除き、外部から容易に発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないような高さの柵塀等を設置すること。
- ・柵塀等の使用材料については、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の第三者が容易に取り除くことができないものを用いること。
- ・柵塀等の設置の形式については、電気事業法の電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈を参考するがことが望ましい。

Q.5

太陽光発電設備の撤去及び処分に係る費用は積み立てなければならないのですか。

A.5

2018年4月から廃棄等費用(発電事業終了後に必要となる、太陽光発電設備の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用)の積立てが義務化されました。

出力10kW以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等に係る費用の総額を算定した上で、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、積立てを行ってください。

なお、発電事業を終了した設備の撤去及び処分は、廃棄物処理法等の関係法令を遵守し、事業終了後、可能な限り速やかに行ってください。(次頁に続く)



また、2022年から、廃棄等費用の確実な積立てを担保するために、10kW以上すべての太陽光発電※のFIT・FIP認定事業を対象として、原則として、源泉徴収的な外部積立てを求める新たな制度が開始される予定であり、その概要は以下のとおりです。

※ 複数太陽光発電設備設置事業を含みます。

	原則、源泉徴収的な外部積立て	例外的に、内部積立てを許容
廃棄処理の責任	<ul style="list-style-type: none">●積立ての方法・金額にかかわらず、最終的に排出者が廃棄処理の責任を負うことが大前提	
積立て主体	<ul style="list-style-type: none">●認定事業者（ただし、内部積立てについては、上場している親会社等が廃棄等費用を確保している場合に一部例外あり）	
積立金の額の水準・単価	<ul style="list-style-type: none">●調達価格 / 基準価格の算定において想定されている廃棄等費用（一部入札案件は最低落札価格を基準に調整）●供給電力量(kWh)ベース <p>※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保</p>	<ul style="list-style-type: none">●調達価格 / 基準価格の算定において想定されている廃棄等費用と同水準（認定容量(kW)ベース）以上 <p>※ 実際の廃棄処理で不足が発生した場合は事業者が確保</p>
積立て時期	<ul style="list-style-type: none">●調達期間 / 交付期間の終了前10年間	<ul style="list-style-type: none">●外部積立てと同じく、より早い時期
積立て頻度	<ul style="list-style-type: none">●調達価格の支払・交付金の交付と同頻度（現行制度では月1回） <p>※ FIP認定事業で積立不足が発生した場合は、当該不足分は1年程度分まとめて積み立てる</p>	<ul style="list-style-type: none">●定期報告（年1回）により廃棄等費用の積立て状況を確認
積立金の使途・取戻し	<ul style="list-style-type: none">●取戻しは、廃棄処理が確実に見込まれる資料提出が必要●調達期間/交付期間終了後は、事業終了・縮小のほか、パネル交換して事業継続する際にも、パネルが一定値を超える場合に取戻しを認める※ 具体的には、認定上の太陽光パネル出力の15%以上かつ50kW以上●調達期間/交付期間中は、事業終了・縮小のみ取戻しを認める	<ul style="list-style-type: none">●基本的に、外部積立てと同じ場合のみ、取崩しを認める●修繕等で資金が必要な場合の一時的な使用を認めるが、原則、1年内に再び基準を満たす積み増しが必要
積立金の確保・管理	<ul style="list-style-type: none">●電力広域的運営推進機関に外部積立て●電力広域的運営推進機関が適正に積立金を管理●事業者の倒産時も、取戻し条件は維持されるため債権者は任意に取り戻せず、事業譲渡時には積立金も承継する●積立て状況は公表	<ul style="list-style-type: none">●積立て主体が、使途が限定された預金口座で資金を積み立て、又は金融商品取引所との関係で開示義務がある財務諸表に廃棄等費用を計上することで確保、若しくは、資金確保の蓋然性が高いと言える場合に限り、保険・保証により担保●金融機関との契約による口座確認又は会計監査等による財務状況の確認●内部積立て条件を満たさなくなるときは、外部積立てに移行●積立て状況は公表
施行時期	<ul style="list-style-type: none">●最も早い事業が積立てを開始する時期は2022年7月1日 <p>※事業ごとの調達期間/交付期間終了時期に応じて、順次、積立てを開始</p>	

※ 詳細は、廃棄等費用積立てガイドラインに定めています。

▶よくある質問

Q.6

事業者を変更する際の手続きを教えてください。

A.6 事業者の主体を変更する場合と、そうでない場合(社名変更等)で手続きが異なります。下表による変更のケースに応じた書類を添付し、手続をしていただくことが必要です。なお、手続きは変更後の事業者が行うことが必要です。

変更対象の項目	手続	添付書類等
事業譲渡等の場合 (生前贈与等も含む)	変更認定申請	①譲渡契約書 又は 譲渡証明書【原本】 ②(法人の場合)双方の履歴事項全部証明書【原本】 (個人の場合)双方の住民票の写し、住民票記載事項証明書【原本】 又は戸籍謄(抄)本【原本】のいずれか ③双方の印鑑証明書【原本】 ④土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本【原本】、不動産売買／賃貸借契約書等) ⑤裁判所による破産管財人証明書(破産による譲渡の場合のみ) ※地方自治体等公共機関の場合は以下の書類 ①譲渡契約書 又は 譲渡証明書 ②公印規定 ③土地の取得を証する書類等(土地登記簿謄本【原本】、不動産売買／賃貸借契約書等) ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、事業譲渡の際は、建物と別に明示することが必要
競売物件による事業者変更の場合		①物件目録 ②登記嘱託書(権利証)又は登記識別情報通知書 ※競売物件を農地転用する場合で、①②の書類が添付できない場合は、「売却決定通知書」または「最高価買受申出人であることの証明」が必要
社名変更、会社分割、合併の場合		変更理由を証する書類(履歴事項全部証明書等)
相続の場合	事後変更届出	①被相続人(亡くなられた方)の戸除籍謄本【原本】(附票を含む、附票がない場合は住民票の除票でも可) ②法定相続人全員の戸籍謄本【原本】 ※①②の代用として法務局より発行された法定相続情報【原本】でも可 ③法定相続人全員の印鑑証明書【原本】 ④遺産分割協議書又は相続人全員の同意書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、相続の際は、建物と別に明示することが必要
戸籍上の氏名変更の場合		①戸籍謄(抄)本【原本】 ②印鑑証明書【原本】
離婚による分与		①登記簿謄本(所有権移転登記済)【原本】 ②公正証書若しくは離婚協議書 ③双方の印鑑証明書【原本】 ④離婚届受理証明書 ※太陽光パネルは、建物附属設備として認められているものではないため、分与の際は、建物と別に明示することが必要
賃貸マンション等で入居者に設備を貸与する形態の入居者の変更を行う場合		①賃貸借契約書 ②賃貸人の印鑑証明書【原本】 ③建物の登記簿謄本 ④管理業務委託契約書(建物の所有者と当該建物の管理者が異なる場合のみ)

Q.7

発電設備の設置場所を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A.7 FITでは、原則として発電設備の場所の変更は認められていません。当初予定されていた設置場所で事業を行うことができなくなった場合は、当該事業計画の廃止届出を提出していただいた上で、新たな場所で認定を取得する必要があります。ただし、以下の場合に限り、設置場所の変更は例外として認められています。

- (1) 隣接する一連の地番の追加又は削除。
 - (2) 当初地番と同一の場所と見なせる距離にある飛び地の追加又は削除(太陽電池の大半が当初認定された地番に設置されている場合に限る)。
 - (3) 以下の急遽生じたやむを得ない理由があると認められた場合の移設
 - ①運転開始後において、引越しに伴い住宅用太陽光発電設備を移転する場合
 - ②公共事業による土地の収用、災害等の事業計画策定時に想定できなかった事由であって、設置者自身に帰責性のない事由により当該場所で事業を実施することが不可能な場合
 - (4) 市町村合併、区画整理、住居表示確定等又は地番の分筆、合筆による地番の変更
- ※(1)・(2)については当初認定された地番を全て削除する場合は除く。



Q.8

事業計画認定後に、太陽光パネルの合計出力を増やしたり、蓄電池を増設することについて一定の制限があるのはなぜですか。

A.8

太陽光発電設備の設置に当たってPCSの出力よりも太陽光パネルの合計出力を大きくする、いわゆる「過積載」や、太陽光発電設備に蓄電池を併設して夕方以降に放電・逆潮流しようすることは、再生可能エネルギーの利用の拡大や、系統安定化に資する面があります。一方で、FIT認定取得後に、安くなった太陽光パネルを増設(過積載)して売電量を増加させたり、これまでPCSによってカットされていた電気を、事後的に設置した蓄電池を用いて売電するといった取組を、認定時点の調達価格のままで行うと、認定時点で想定されていなかった国民負担の増加が後から生じることになります。このため、FIT認定を受けた事業について、事後的に太陽光パネルを一定規模以上増設する場合や、事後的に併設した蓄電池から逆潮流させる電気を区分計量してFIT外で売電することができない場合には、最新の調達価格に変更することとしています。なお、これらの制限は、FIT認定を新規に申請する段階での過積載や蓄電池併設を妨げるものではありません。なお、2022年度から導入されるFIP制度においては、事業者が、電力需給や市場価格を意識しながら電気供給することが期待されています。このため、2022年度以降に新規にFIT認定またはFIP認定を取得する事業であれば、PCSよりも太陽電池側に蓄電池を新設又は増設する変更であって、かつ、電気事業者に供給する当該蓄電池に充電した電気の量を区分計量できず当該電気をFIP制度により電気供給する場合であっても、基準価格(FIP価格)の変更なしに事業計画の変更を認める予定です。

Q.9

買取期間が終了した後はどうなりますか。

A.9

固定価格買取制度に基づく買取が終了した後に、同じ設備で再び固定価格買取制度の認定を取ることはできませんが、小売電気事業者等に売電することは可能です。その場合は、価格・期間等は小売電気事業者等との間で自由に決められますが、売電するための契約手続等をご自身で行っていただく必要があります。

「どうする?ソーラー」

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/



Q.10

風力・水力・地熱発電はリプレースが認められる一方で、太陽光発電をリプレースしようとする場合に、FITの支援が受けられないのはなぜですか。

A.10

調達価格等算定委員会において「リプレースは原則としてFITに頼らずに行うべき」との考え方が示されていることを踏まえ、買取期間終了後(又は買取期間終了間際)に太陽光パネルを張り替えて同じ住所で太陽光発電を行う取組(太陽光発電のリプレース)については、調達価格が設定されていません。

このため、太陽光発電のリプレースについてFIT制度による再認定・買取りを行うことはできません。なお、現行制度上は、代替性の低いインフラの有効利用という観点から、風力、水力、地熱発電に限定してリプレース時の調達価格が定められています。

固定価格買取制度の詳細についてのお問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/
saving_and_new/saiene/index.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/index.html)



なっとく再エネ

検索

固定価格買取制度及び省エネ再エネ高度化投資促進税制（再エネ）のお問い合わせ窓口

0570-057-333

[受付時間] 9:00～18:00(土日祝、年末年始を除く)

■ 北海道

北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒060-0808 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎

011-709-2311
(内線2638)

■ 青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

022-221-4805

■ 茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・静岡県

関東経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー対策課 〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館

048-600-0361

■ 富山県・石川県・岐阜県・愛知県・三重県

中部経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2

052-951-2775

■ 福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県

近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 新エネルギー推進室 〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

06-6966-6043

■ 鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県

中国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館

082-224-5818

■ 徳島県・香川県・愛媛県・高知県

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館

087-811-8538

■ 福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 エネルギー対策課 〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1

092-482-5475

■ 沖縄県

内閣府沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎2号館

098-866-1759

入札制度に関するお問い合わせ

一般社団法人低炭素投資促進機構 入札管理業務部 〒103-0023 東京都中央区日本橋本町4-11-5 住友不動産日本橋本町ビル6階

03-6264-8133